

30493

教科書文庫

3
101
10-1892
20003
02868

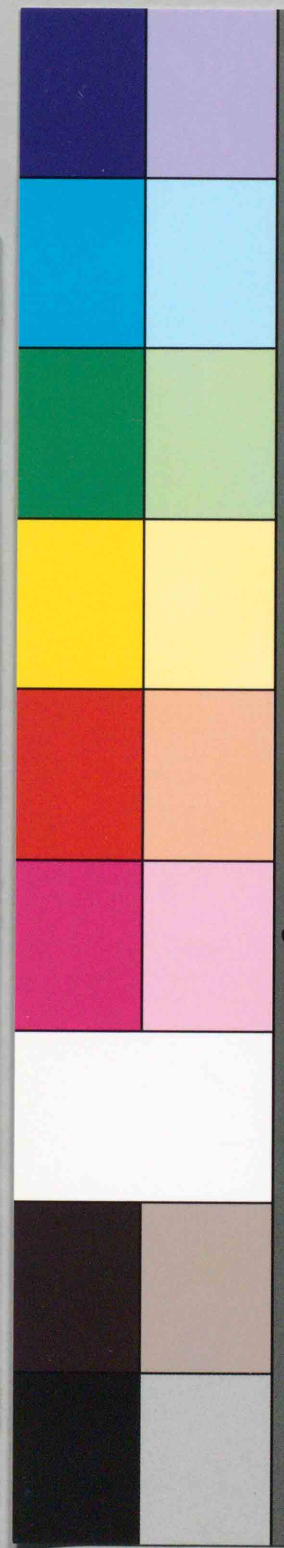
Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

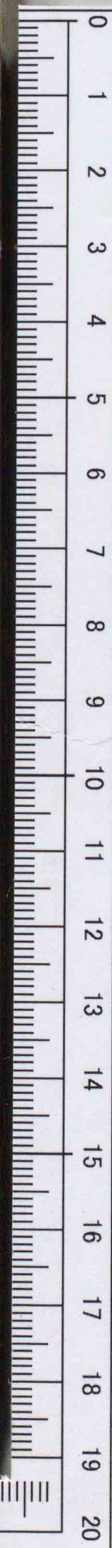


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches



© Kodak, 2007 TM: Kodak



375.9  
Ka26  
資料室





資料室  
中央圖書館

395.9  
Ka 26

風當朔朗編

日本女鑑

發兌

文學社



風雷辟障離

廣島大學圖書印



文學部



卷五

貞靜幽閒  
端莊誠一  
女子之德性



也

為後當氏親明文

皇后詔

義橋



日本女鑑

緒言

一明治維新變革の風は、總ての事物の上は吹き渡りて、將に數百年來育成し來りたる我國風を破らんとす、人々適く所に迷ひ、教ふるもの導く方に惑ふ、我允文允武なる  
天皇陛下は、茲に見る所あらせらば、明治廿三年十月三十日を以て、教育  
勅語を下させたまふ、天日昇りて宇宙明かに、明鏡輝きて妍媸分る、此に於てか人々適く所



を知り、教ふるもの亦導く方に迷はず、竊に考ふるに、

聖語の御旨至大至深なり、此書固より萬一の禪に過ぎずと雖も、志かも聖旨に違ふなからんことを期せり、

一人間一生の間、道を學ぶの日にあらざるはなく、道を修むるの月にあらざるはなく、そのこれを修むるは、先づ學びて知るより始まるものなれば、勤學を第一とし、修身をこれに次ぐ子たるの時、妻たるの時及母たるの時、互に

相交錯して来ると雖も、女子一生の間は、この三時期の外に出ることなく、さて子たるの時最も早くして、母たるの時は、妻となりて後に来るものなれば、孝子を第三とし、良妻を第四とし、賢母を第五となせり、  
一地球の上に國を建つるもの、國各其體を異にす、畏くも我允文允武なる  
天皇陛下は勅して曰はく、  
朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠



ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世カ厥ノ美ヲ  
濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ  
淵源亦實ニ此ニ存ス

我が臣民男女の別なく、一日も忘るべからざ  
るは此國體の事なり、此書上卷には、其意平易  
明易明瞭なる和歌十首を掲げ、下卷には、  
明治皇后陛下の御美蹟中にて、聊此國體を知  
らしめんことをつとめたり、

一人の世に居るに順境あり、逆境あり、此書の事  
實は、身を殺して子に教へ、夫の變に遭ふて妻

の道を盡し、など、多くは逆境の事なり、竊に  
思ふに、人の最も處し難きは逆境なり、逆境に  
居て其道を失はずば、人の道に於て缺くる所  
尠し、されど順境に處するの道も、亦人の知ら  
ざるべからざる所なれば、各章の終に其心得  
を掲げて、順逆兩境に居るの道を教へたり、  
一此書は、小學高等科女生の教科に當てんとて、  
編せしものなれば、一切の程度、上卷は高等科  
一二年生に、下卷は高等科三四年生に適せし  
む、凡そ教授の要は教ふる所を少なくして、其



印象を正確明瞭ならしむべきものなり況や修身の事は之を耳に聽きて心に融し以て行に發せざるべからざるものなれば其教ふる所を反覆して能く心に熟せしめざるべからず此書に撰みし所の事實の少なきはこれが為めなり

一此書に撰む所皆本邦女子なるは聊その故よりありそは風俗習慣の同しきもの、行はこれを模倣し易けれむとてなり夫れ本邦古より賢婦人多くあり何を苦みてか又他邦の人

に求めん

一每章の始め及鼈頭には本文の旨趣に適したる格言及び詩歌を掲ぐ授くるもの時空に従ひてこれを授けてよ揚文公の所謂其良知良能を養ふは當に先入の言を以て主となすべしといへるに心配きてあらんことを望む  
一此書は種々の書を参酌して編述せり其心得書は具原益軒の著書数部の外二三の書を参考し又聊私意を加ふ今一々其出處を掲げざるは繁を避くるが為めなり



一方今世に適當なる女子修身書鮮し、此書はその  
の缺を補ふに足らざるべけれど、彼の骨を買  
ひて駿馬を得たる驗もあれば、此書により  
て適當の修身書の世に出でんことこそ、又切  
望に堪へざるなれ、

明治廿五年紀元節 風當朔朗識

日本女鑑卷一



風當朔朗 編

第一勤學 小式部内侍

書よめばやまともるころ昔今  
よろづのこころをうるぞうれしき、  
をりくにあそぶいとまはある人の  
いとまなとて書よまぬかな、  
世にありとある物の理は、学ひならひては、め

禮記曰 雖有嘉肴弗食

監 卷之一 女子修身書



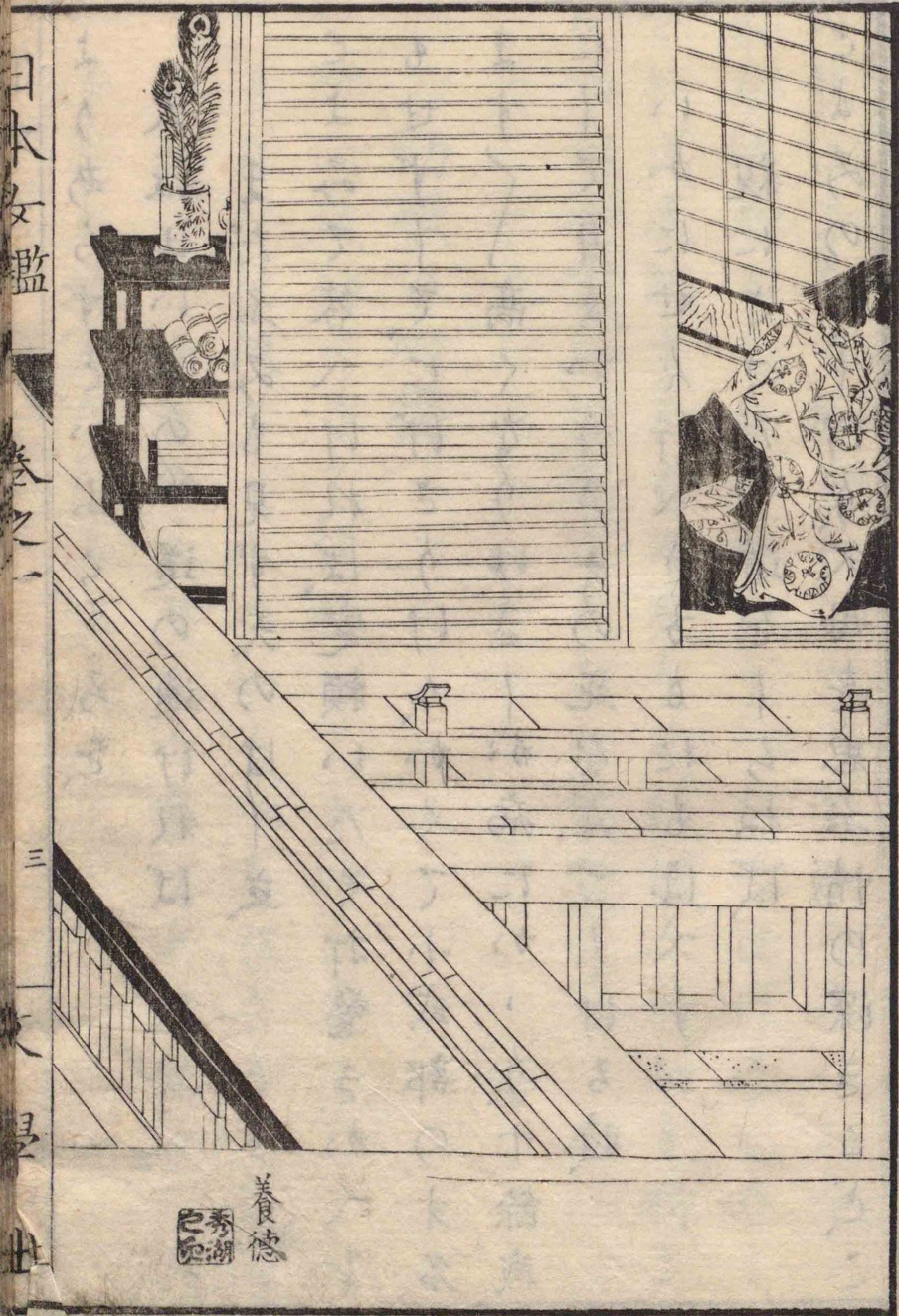
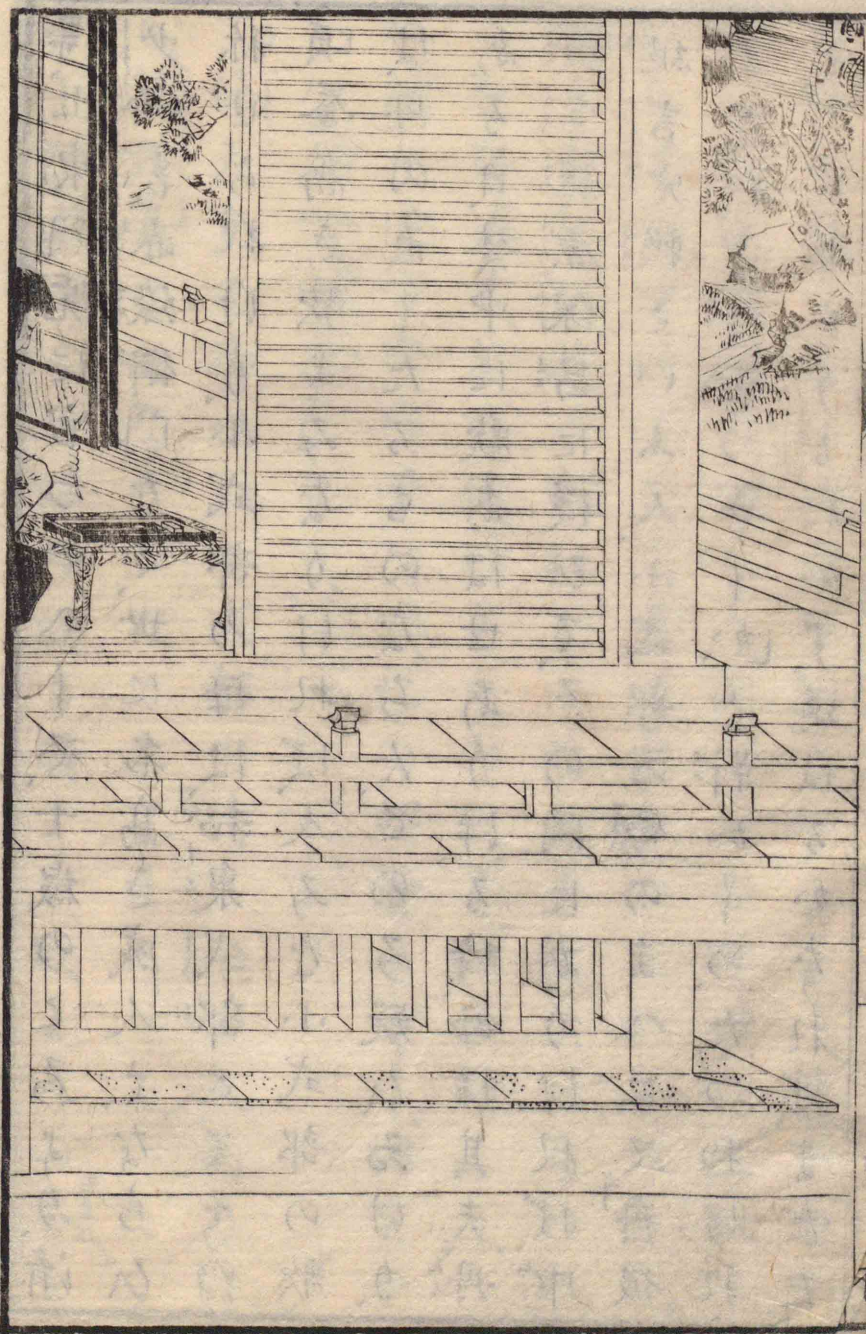
不知其  
甘也雖  
有至道  
弗學不  
知其善  
也

孔子曰  
行有餘  
力則以  
學文

て知るなり、されは、心を開き、智をまゝ、徳をやく  
なふは、皆学問の功なり、開けたる御世に生れ  
からは、女なればとて、学ばずしてよかるべきか、  
博くまなび、深く窮むるは、煮たき縫ひたらわ  
ざをなして、さて後のさたなれど、幼き時より、一  
わたりはつとめ、学びて、たのが智をまゝ、徳をやく  
しなふべきことなり、  
一條天皇の御世に、小式部内侍といふ人ありけ  
り、橘道真の女なり、心だてすなほにして、いたく  
書まなぶことを好み、幼き時より、歌よみの譽を

得、上東門院に宮つかへして、十歳のころより、清  
少納言、赤染衛門など、世に名高き成人とならび  
称せられけり、小式部の母は、和泉式部とて、その  
頃、譽高き歌よみなりければ、人みな小式部の歌  
は、母の直したるものならん、このみ疑ひるけり、  
ある日、禁中に歌あはせありける時、母は其夫、丹  
後守藤原保昌に従ひて、その國にありければ、中  
納言定頼といふ人、小式部の局のまへにて、丹後  
より、歌の行李つきか、と斬かゝめ、たづねけれ  
む、小式部とりもたかかず、道はるかなれば、まだた





養德  
 秀湖



よりあらずといふるを、

大江山いくの、道の遠ければ

まだふみも見ず天のはり立、

とよみて答へければ、定頼いたく打驚きかへもせずして、にげさりけり、かくて小式部の才名、ますく、高くなりゆき、が病にかゝり、十餘歳にして身まかりき、その死なんこゝける時、

いかにせん行べき方もたもほへず

親にさきだつ道をいらねば、

とよみのこゝけり、父母を思ふ情の深きこと、こ

孔子曰  
少而不  
學長無  
能也

の歌によりて、知られつべし、學びの道は、幼きと  
年たけたるをわかたずつとめはげみてやま  
ざれば、成就するものなり、されば、人は幼き時よ  
り、つとめ學ぶべきことならずや、

勤學の心得

一、學問は、幼くして、記憶つよき時に於て、なすべ  
し、日月は流るゝ水の如し、一たび去りては、ま  
た来らず、幼き時に、つとめ學ばずば、老いて悔  
ゆとも、せんなかるべし、無用のものなり、



二、學問に、有用のものあり、無用のものあり、身の  
 為めとなる、有益の書をよみ、無益の雜書を見  
 るべからず、心を正しく、行儀をつとめ、静  
 坐して、志を學に専らにすべし、  
 三、書は、清らかなる机の上に、正しく置き、讀む  
 べし、席上にたぐべからず、書をなげ、書の上を  
 超ゆべからず、唾を用ひて、紙をあぐることな  
 かれ、  
 四、書を讀むには、口も眼も、心も、書の上にあるべ  
 し、殊に、心を肝要とす、いそがば、くからず、緩や

孔子曰  
 學而時  
 習之不  
 亦說乎  
 董遇曰  
 讀書百  
 遍而義  
 自見

かに、字々句々、明らかに熟讀すべし、  
 五、書をよむには、早く先をよむべからず、毎日か  
 へりよみをつとめ、數十遍、返りよみて、後、そ  
 の先をよむべし、然らざれば、師の教へも、わが  
 習ひし功も、すたりて、何の功用もなかるべし、



第二修身

知るや人たもつ心の玉だにも

みがくにつけて光りありとは、

(荷田東満)

よーあーにうつる習ひを思ふにも

あやふきものは心なりけり、

(伴蒿蹊)

天地の間、鳥獸蟲魚の一なはあれど、人は心に明  
なるたまひを持てば、萬物にすぐれていと尊  
し、されば、道を学び、身を修め、人となりて終るべ

顔子推  
曰人身  
難得勿  
慮過

禮記曰  
女有四  
行一曰  
婦德二  
曰婦言  
三曰婦  
容四曰  
婦功

貝原益  
軒曰凡  
接人以  
愛敬為  
道

一、人の道を知らば、て、空く此世を過しなば、人  
と生れしかひなかるべし、  
古き書に、女の必ず行ふべき道、四あり、其一、女の  
心だて、其二、女の言葉、其三、女のなりかたち、其四、  
女の手わざなり、と記せり、

一 女の心だての事

一、幼時より、専らつとむべきは、孝弟の道なり、孝  
弟は愛敬を主とす、愛とは、人を愛しみて、ねろ  
そかならざるなり、敬とは、人を敬ひて、あなど  
らざるなり、父母を愛し、敬ふは、孝にして、人



有子曰君本立而道生孝弟也者其爲仁之本歟

の尤もつこむべき事なり、兄を愛し、敬ふは、弟なり、又、をぢ、をばなど、年長せる人を愛し、敬ふも弟なり、此外、我弟いごと、おひ、友達、又、召つかひなど、よき程に愛し、敬ふべし、愛と敬とは、總ての人に對して、盡すべき道なり、と知るべし、

二、女の徳は、和順を守るにあり、和とは、心を本とし、形、言葉もにこやかに、和らぎたるをいふ、順とは、人に順ひて、そむかざるをいふ、和順ならざる女は、腹きたなく、人を怒り罵りて、面はげ

子曰有言而可終身以行孔子曰其恕乎己所不欲勿施於人

しく、眼をそらく、言あらく、かにも、のいひ、人に先だち、人をうらみ、我身にほこり、人を誹り笑ひ、人にまさり、顔なるなど、すべて見ゆる、女は、唯、和き順ひて、真信に、なさけ深く、心の静なるをよとす、

三、人に交るには、怒を以てすべし、怒とは、己をたいて、人に及ぼし、我身をつわりて、人の痛さを知る也、我好む所は、人も好み、我きらふ所は、人も必ずきらふ、故に、我心を以て、人の心をたしはかり、我好む事を、人に施すべし、人過あり

日本女監 卷之一 七



孔子曰 君子求 諸己小 人求諸 人 曰凡祖 明太祖 有善不 可自矜 則則 善日削 有不善 不可自 恕自恕 則則 孟子曰 子路人 告之以 有過則

と云、これをとがめず、人我に礼を缺くこと、理  
 しくぬ故と思ひて、怒み愠るべからず、何事も  
 我身の至らぬ故と、己を顧みて、人をせめざら  
 ば、我氣平にして、我心常に怡かるべし、  
 四、己に少の才能ありとも、決して自満すべか  
 らず、知れる事も、知らざるが如く、行ひ得る事  
 を、行ひ得ざるが如く、人に下りて、問ふ事  
 を好み、人の諫を用ひ、我過を改むれば、善に移  
 ること、極りなし、我身を是とし、自らほこり、人  
 の諫を用ひず、我過をきく事をきらはば、惡に

喜禹聞 善言則 易曰天 道虧盈 而益謙 程子曰 學宜變 化氣質 方是有 孟子曰 養心莫 善於寡 欲 謝顯道 曰克己 須從性 偏難克 處克將

五、耳目口體の身に私する慾を、私欲といひ、人を  
 移ること、極りなし、女の自満して、われは顔な  
 るは、まことに見ぐるしきものなり、  
 五、耳目口體の身に私する慾を、私欲といひ、人を  
 あなごり、人をそねみそり、人に諂ひ、人を欺  
 き、人を怒り、我身にほこるを邪念といふ、常に  
 我心を顧みて、私欲、邪念、少くありとも、速に去  
 るべし、又人には、氣のあらさ騒々き、柔かすぎ  
 て弱き、或は怒り多く、慾多きなど生れつきて、  
 片よりたる所あるものなれば、平生心を用ひ  
 て、これに勝ざるべからず、私慾、邪念と氣質の

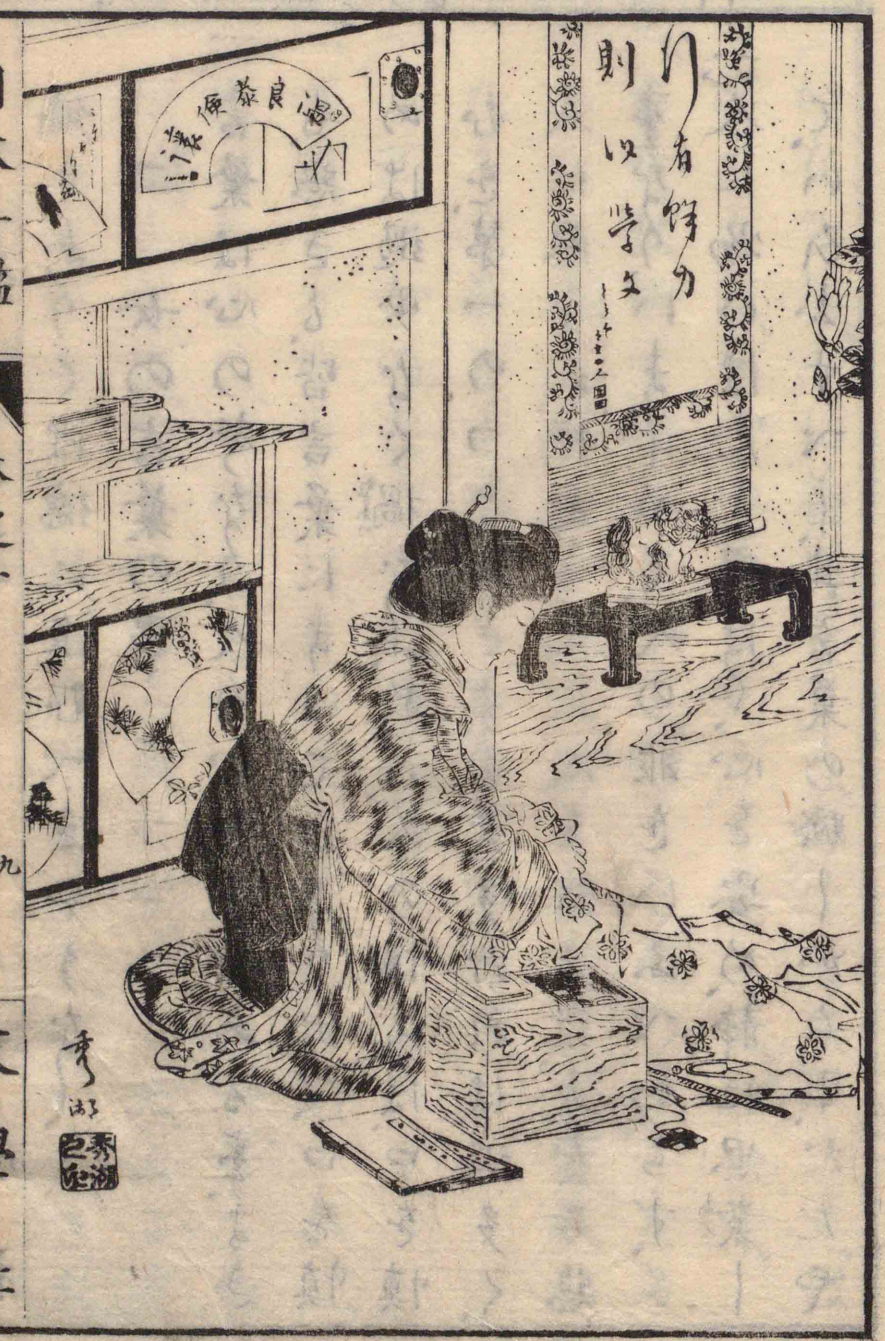
日本女監 卷之一 八 文學士





日本  
金  
社

力  
有  
行  
以  
則



秀  
湖  
之  
印

九  
文  
學  
士



范氏曰 言者行 之表行 者言之 實未言 易其言 而能謹 於行者 詩曰白 圭之玷 尚可磨 也斯言 之玷不 可為也

朱子曰 心平氣 和則能

偏とありては、徳に進むべきやうなり、

### 二 女の言葉の事

一、言葉は心の勢なり、人の心の中にある事、よきも、悪きも、皆言葉によりて、口より出づ、口を慎めば、過少なく、禍なく、故に、人の慎みは、口を慎むを、第一のつとめとす、言葉多ければ、過多く、人に悪まれ、禍起る、殊に、人を誹るは、大なる悪事なり、いまめて、人の非をいふべからず、

二、人に物いげんと思はざ、心を安め、静に思案して、いひ出すべし、其言葉の騒ぐからず、ただや

言 文天祥 曰守口 如瓶防 意如城

孔子曰 言必忠 信行必 篤敬雖 變貊之 邦行矣

禮記曰 凡人以 禮為 義也禮 義之始

かなるは、心に養あるなり、もし言葉騒ぐは、げしきは、其心の養なきごとく見え、耻かしく、

三、言葉は必ず信にすべし、かりそめの少くなる事にも偽るべからず、又は、たなき言葉、戯れたる言葉など、決していふべからず、

### 三 女のなりかたちの事

一、衣服なりかたちは、身の表なり、人に對すれば、先づ見ゆ、又、心のあやなり、心の好む所、必ず形に現る、衣服なりかたち、整はず、立ちふるまひ、正しからざるは、心の中見えて、耻かしく、され



在於正  
容體齊  
顏色順  
辭令

巳  
女  
鏡

卷  
之  
一

文

學  
社

ば、女は髪をゆひ、體を清め、櫛笄の揃へ衣服の  
綻びなど、其時々につくろひ、よろづ清らかに  
汚れざるをむねとすべし、又、立るふるまひは、  
静かにたぢつきたるをよしとす、

二、髪の形、櫛笄、衣服の深色も、やうなぐ、若き人も、  
少く老らかなるがよし、人の目にたちて、きら  
びやかなるは、いやしく見ぐるしくて、俗人は  
ほむべきも、心あるものには、いやしくめらる、何  
の益もちきことなり、

三、よろづ質素に、飾必なく、よのつねにして、いや

しからざるがよし、貧しき人も、つとめて清く  
垢あつかざるやうにし、富める人も美麗を好み  
用なきもの、多く求むべからず、

### 四 女の手わざの事

一、うみつむき、縫ぬひ裁たちをば、ドめとし、煮ゆき料  
理の事は、皆専ら女のなすべき手わざなり、た  
とひ、富貴の家に生れ、人あまた召つかふことも、  
一わたりは、習ひ覚えて、衣服は、手きわよく縫  
ひ、料理は、塩梅を巧にすべし、器物の汚れたる  
など、たとひ人になさしめたるも、我過となる

女  
鏡  
卷  
之  
一  
文  
學  
社







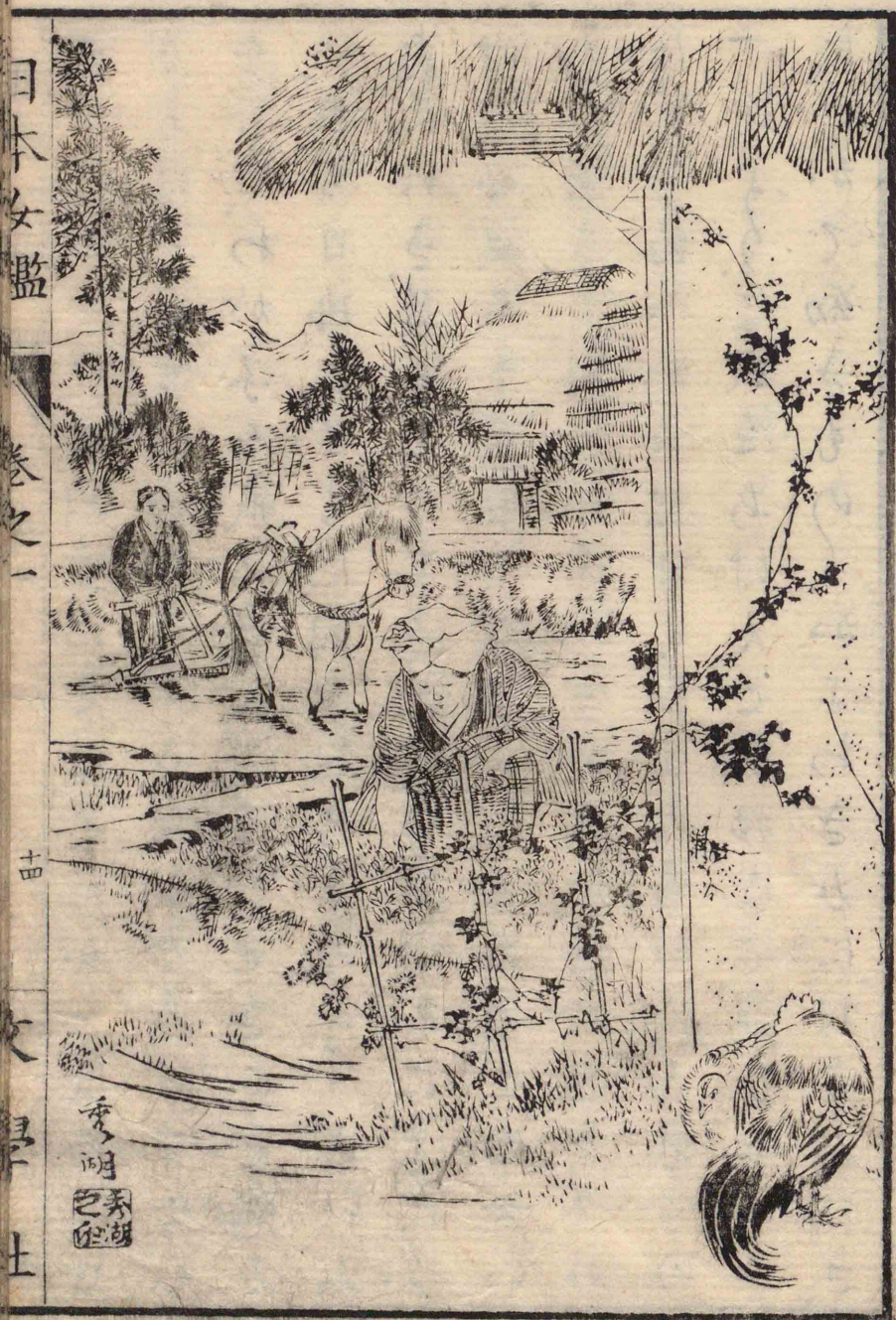
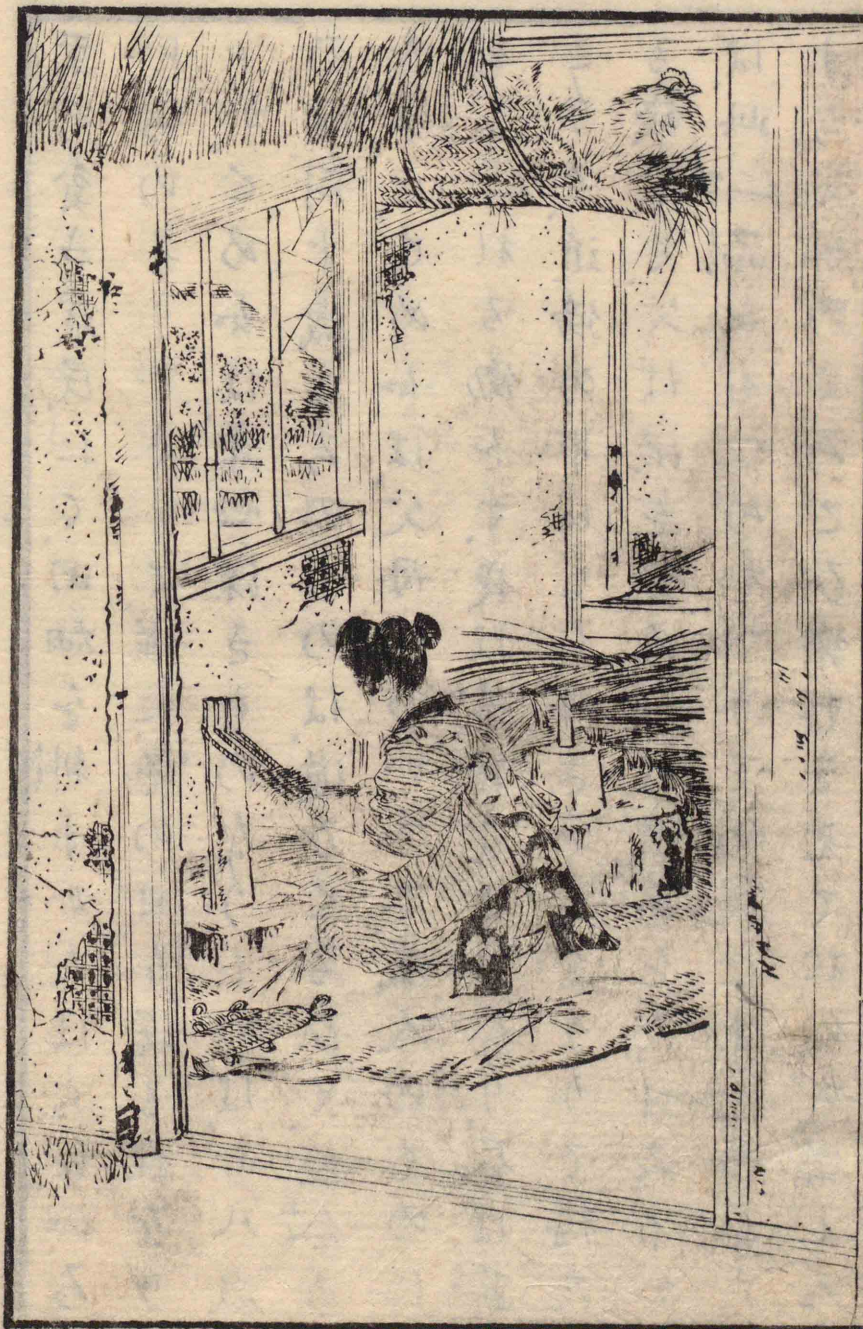
畜我長  
我育我  
顧我復  
我出入  
腹我欲  
報我德  
昊天罔

もとは、一つをわけて、うけそなへたるものなり  
 ば、相親しむべきごとく、他人とは異なるべきなり、  
 子の生れねつる時より、父母どもに心をくだき、  
 身の労をわすれて、養ひそたて、さてもものをわ  
 きまふるやうになれば、よく教へ習はせて、智徳  
 をあこふるなど、一かたならぬ深き恵みは、孝行  
 の功德をもて、これに報いんとすれど、十分は報  
 いくすこと能はず、  
 明治のば、筑後國上妻郡一條村吉山又次と  
 いふもの、女に、ごめ女といふものあり、又次は

至て貧き農民にて、田畑を耕すかたはらに、いろ  
 いろの手ごととして、僅にその日を送る程なり  
 が、ごめ女は、孝心深きものなり、かば、七八歳  
 の頃、同ト歳ごろのものは、遊びくるひて、餘念も  
 なきに、ごめ女は、父母につかへて、成人のものに  
 もまされる働をす、夜は草鞋などつくり、昼は薪  
 こりて、近傍の市にもちゆき、それをうりて、得た  
 る錢もて、父は酒を好み、母は煙草をたし、みか  
 ば、此二品をもごめかへりて、兩親にすめ、ひた  
 すら父母のよろこび樂むを見て、たのが樂しむ

日本女鑑 卷之一 三十一





香湖  
巴秀  
作



とせり、か、れば、村里にては、こめ女をほめ賞せざるはなく、實にめづらしき孝女なりとて、これをもて、わが子を戒め教ふるほど也きとぞ、然るに、ある日母とともに、同村のすみよしといふ處にゆき、薪をとりてその還るを、いかにしたりけん、母誤ちて、前なる深堀にたちたり、こめ女いたく驚きて、母にいふやう、母君よ、御心をたすかにもち給へ、わらはすくひまならせんと、孝心の一途より、これをあけんと馳ゆきて、飛び入り、いかに、いかで、幼きもの、かよわき力にたよぶべき、

遂にその身もともに、水底に沈みて、空しくなり、にけり、これを傳へきくもの、あはれ孝女よ、孝ゆゑに身を失ひつる、いとをき事かな、と涙を流さぬはなかりき、これ明治七年一月十九日のことにて、こめ女が十一歳のときなり、この事やがて官にきこえて、平生の行といひ、今またかく母を救はんとして、却て身を失へる至孝のほどいと感ずるに餘あり、世の人のかゞみとよみなるべきことなればとて、父又次に祭祀料若干を下し賜へり、あはれこめ女の身は、水のもくずと消え



貝原益軒曰此身本受之於父母且自初生至漸長鞠育撫愛之功亦可謂至厚矣今也受他

人小惠尚不可忘必須要報之況人子之於父母有罔極之恩乎唯有一竭之力致孝之道纒可報其萬一而已

ぬとも、誉はながく世にとがまりて千歳ちとせの後に  
も、其名は薰かかはしく残りつべし、

二 三河國三河の國の孝女とめ

我等がこの世に生れしより、今に至るまでを顧かかれば、みな父母の恩ならぬはなく、われをうみわれをばぐみ、われをなで、われを人となし、心をこめて、教へたてられし、苦勞くろうはいかばかりぞや、よりて、子の親に事ふること、親しむむつものみならず、あがめたふとも、身をつくり、心をつくり

て、歡よろこむかへ、たのみをいたすべし、父母死し  
ては、孝をつくすことなりがたきをかねてよく  
考へ、後悔なからんことを思ふべし、  
寛政年中の頃とかや、三河國岡崎岡崎の郷、北野村に  
とめ女といふものあり、父は早く身まかりて、母  
のみなるが、とめ女、幼き弟利右衛門とともに、母  
に事へて孝行怠らざり、おれは糟糠そうこう杯はちをくらん  
ども、母には好めるものを調へ、夏冬の衣服も、己  
れは故きを著て、母には必ず新しきを著せ、夜は  
臥床ふしどをしつらひて、冬は温ぬるく、夏はすくくす



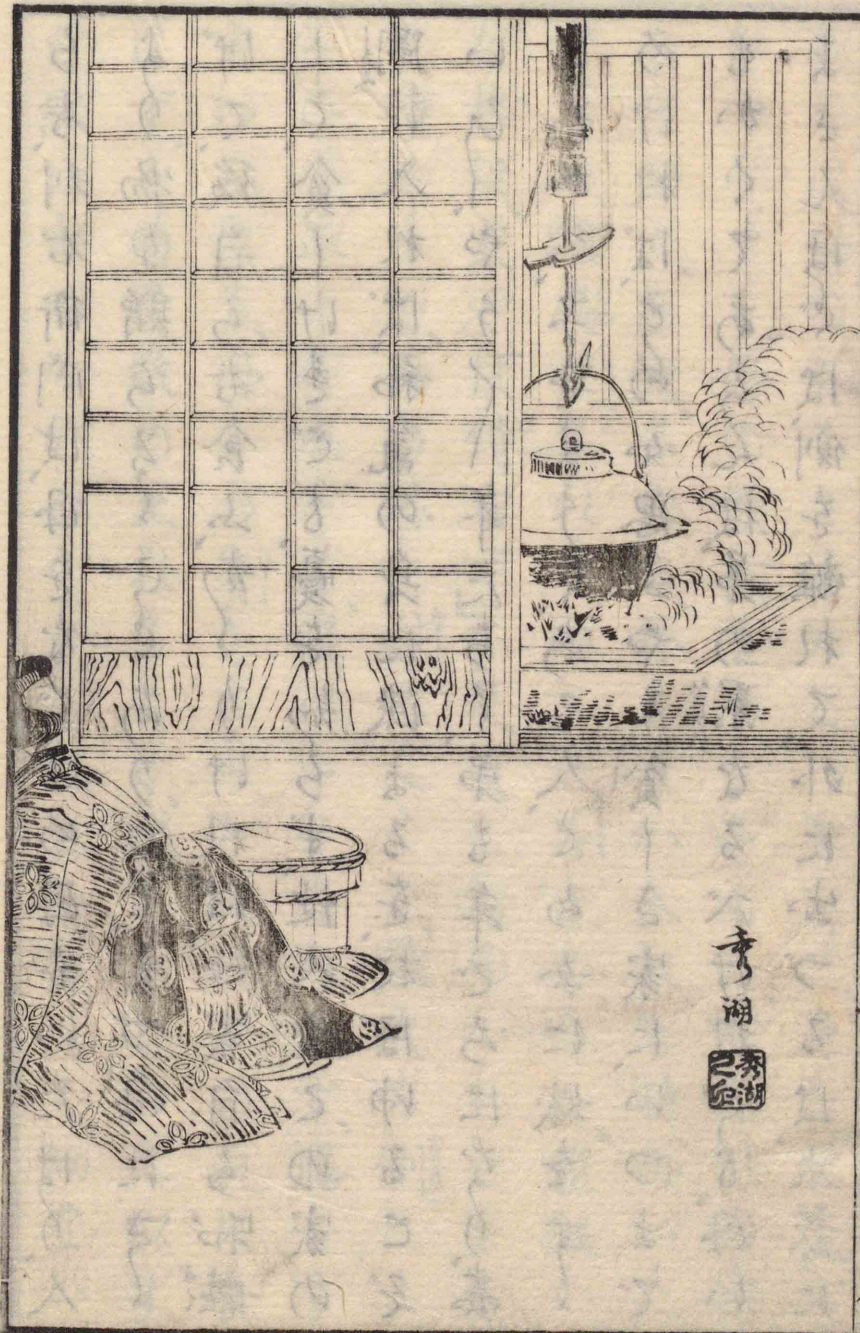






六

大  
學  
士



秀湖



日本  
金  
學  
社



あらずして、弟も打かたらひて、長く家にとま  
まりて、母を看護かんごすることに定めぬ、それより兩  
人、ますます力を合せて、母に事へ、又弟の妻をも、  
まゝその妹の如くに、睦み愛し、その子を、おの  
が子の如くに、愛し、みければ、家内いよく和睦  
して、利右衛門は、姉をこの家のあるとあがめ、  
家の内は、みな姉にまかせ、おのれは外にいで、  
耕作をのみ、つとめければ、やがて少一の貯たくわへも  
出来て、今は不作の年にあふとも、年貢ねんぐにこそか  
くことばなして、打喜びけり、かくの如くなれ

孔子曰  
不有孤  
必有鄰

ば、常に國君をたふとみ、朝ゆふは、必ず國城の方  
を拜し、寝いぬるにも、城の方を趾あしにせず、わか安らかな  
にくらゝゆくも、皆國君の惠にこそとぞいひ、  
又郷里のことにも心をを用ひ、村人の為をはかり、  
ある時は、近隣の若き男女に、人の人たる道など、  
とさきかせけるに、皆よろこびて、里人も、慈母の  
如くに、たひ、良師の如くに敬せしが、その妻國  
主に、いられて、いたく賞せられ、米二石、金四十兩  
をたまひ、又、年々米二石づつを、孝養の資として  
給ひ、殊に、とめ如には、銀四十兩をたまひ、尚ほ年



朱子曰  
父母之愛  
未嘗少  
置人子  
愛父母  
之心亦  
當不忘  
步

年一人扶杖をさへ下し給ひ、侍后をりて、其行  
状をいりさしめ、石に彫りて、その里に旌表せら  
れきとぞ、

子たるもの心得

一、父母の恩高くあつきると、天地に同く、其恩報  
トがたし、孝をつとめて、せめて萬一の恩をむ  
くゆべし、心をつくり、身を勞して、をむべか  
らば、父母を常にいたひて、心にかけて、おすれ

曾子曰  
孝子養  
老也樂  
其心不  
違其志  
樂其耳  
目安其  
寢處以  
其飲食  
忠養之  
禮記曰  
凡為人  
子之禮  
冬温而  
夏清昏  
定而晨  
省

ざるを考とす、

二、毎日早く起きて、顔と手をあらひ、まづ父母の  
やうすをうかゞひ、飲食のこのみをとひて、こ  
ころへすすめ、よろづ其もろめに従ひて父母  
のころろにかなふべし、冬は父母をあたるか  
らし、夏はすかしくすべし、外に出るには、必  
す父母に對面し、肉にかへれば、また必ず顧る  
べし、父母に對しては、顔をやはらげ、言葉を  
柔和にし、父母の心をよるこばしめ、父母の身  
をやしなふ、これ皆父母に對して、子たるもの

日本書紀  
卷之十一  
廿  
學士



禮記曰 孝子之 有深愛 者必有 和氣有 和氣者 必有愉 色有愉 色者必 有婉容 孔子曰 孝哉閔 子騫不 間於其 父母昆 弟之言 孟子曰 父母俱 存兄弟 無故一

のつとむべき、定りたる法なり、  
 三子の能く父母を愛するものは、またよく其兄  
 弟姉妹を愛すべし、その子女、互に和睦まざれば、  
 父母の憂いばかりぞや、一念父母に及ばば、  
 子たるもの、和睦まざらんとするも、得ざる  
 べし

樂也

第四 良妻

大船の朽もひたのめる君ゆゑに  
 つくす心はをけくもな

(讀人ーらす)

白かねもこかねもあれど身を守る

ろろぞ人のたからなりける

(千家尊孫)

一 吉田松蔭の母瀧子

瀧子は長門國萩の人なり文化四年に生る、父を  
 村田右中といふ、幼にして、兒玉太兵衛に養れて、



禮記曰 信婦徳也 一與之齊終身不改 故夫死不嫁

その子となり、文政九年、二十歳にして、萩の藩士杉百合之助に嫁す、瀧子とがいと伶俐にして、幼き時、女の道一わたりは学び終へつ、外婉かにして、女の體貌をそなへ、肉剛くして、艱難にくドけず、男女の子、七人をまうく、近世の名士、吉田松蔭は、その第二子なり、女子一たひ嫁しては、身を終るまでかはらず、夫の家の富めると、貧しきことをはず心を一にして、夫と一体なる事をねもひ、常に敬ひ親むべし、

かきりち、く思ふ心、の涼けれ、ばつらき、きしる、もの、あうける、時、人、と、事

杉氏は其家いと貧しく、萩城の東なる護國山の麓に、さゝやかなる草屋を一つらひ、つこめの傍に、田畑を耕し、近傍の子弟に、書を教へて、僅にくらゝを、なゝゆくありさまなりければ、瀧子は、朝は早く起きて、その日の食物を調べ、さて夫に後ひて野に出て、終日働きて、夕に至りて歸る、冬の寒き日にも、夏のあつき日にも、數年一日の如くに、怠らす勤勞せり、あるは薪ろり、或は衣服のたらぬひ、あらひすゝぎも、皆其暇かになすわざなりき、後には子女幾人も生れて、ますく、瀧子が



明文皇 后曰舅 姑者親 同父母 善事者 在致敬 致敬則 嚴在致 愛致愛 則順專 心竭誠 母敢有

日々のつとめをかさねけり、されど流子、姪もはばめる色なく、ある時は、夫つとめの為め、六ヶ年の久しき外にありし時も、内外の事を、身に引うけて、つかのまも、身を休むるころ、てはなく、少しも洋る所なく、なをへたり、人の妻たるものは、生みの父母に事へし、孝道をもて舅姑に移し、心をうけ、氣をうかひ、敬ひ尊ひて、つかうまつるべきことなり、夫は外事あれば、晝夜となく、父母の側にありて、孝行しがたし、故に妻は夫にかはりて、孝養をつとめ、夫の心を

急此孝 之大節 也

安んじ、夫をうて肉を顧みる患なからしむること、人の妻たるもの道なり、又舅姑の親族などには、こゝに睦よく交るること、舅姑に事ふる道の一なり、瀧子は、姑につかへて、少しも孝養を怠らず、愛敬至らぬ所なく、晝は耕作なかに、身を勞らしながら、常にも心を用ひて、姑の心をうけ、孝順なほざりならず、又姑の妹岸田氏、貧しくして、杉の家に來りて、かゝり人となり居しが、ある時、病にかかりて、打臥しぬ、中にも五ヶ月の間は、病殊の外重





庚  
巳  
湖

日本女鑑  
卷之一  
甘  
文學社



りて、起居まゝならざりしかば、瀧子は幼き三子  
女の愛育をなしながらも、大小便の事まで、忌み  
嫌ふさまなく、生みの父母を看護する如くに、事  
へしかば、姑は涙を流して、その義の厚きを謝び、  
近隣の人とも、いたくほめて、及びかたしといへ  
り、されば、夫の弟、玉木正韞といふは、たえて人を  
ほむることなき人なりしかども、瀧子のみは、丈  
夫も及びがたしとて、いたく感歎したりとぞ、  
又瀧子は、子女を教育すること、嚴しきにすぎず、  
寛やかに流れず、その法を得しかば、その子女、皆

賢明なりしが、わきて第二子吉田松蔭兄民治家  
を嗣ぎ、二  
男寅治郎松蔭と號す、出て、吉は、近世にたぐひ  
田氏を嗣ぐ、即ち叔父の家なり、  
すくなき名士なりしが、その松下村塾を開き、  
時瀧子は、来り学ぶものを、子の如く、孫の如くに  
扱ひて、すゝめはげましけるが、松蔭の後進を誘  
掖せしは、瀧子の力、多かりきとかや、その頃外國  
の軍艦、我國に來りて、交易をもとめ、世の中物騒  
かりしが、松蔭は、君を思ひ、國を憂ふる情に、坐  
してみるに、忍びず、東にゆき、西にときて、同志を  
かたらひしが、同志の訪ひ來りし時は、瀧子厚く



もてなして、なほざりならざりき、後松蔭幕府の  
 役人に疑はれ、牢屋に下され、死刑に處せられ、其  
 禍父の身にまで及び、時の如きは、常の婦女な  
 らんには、おそれまごひてなすべきすべも知ら  
 ざるなるに、瀧子は、少くも怖れ強がず、一家の事  
 を治めて處置を誤ることなかりき、  
 瀧子の事、尚ほ記すべきこと、多かれど、こゝには  
 省きつゝ、こはたゞ、その一端なり、明治の序世に至  
 りて、松蔭の罪なきこと、明かになり、松蔭の事、瀧  
 子の事、母の人、に尊び慕はれて、明治十五年の冬、

下野國の人、藤田一郎は、るゞ瀧子を訪ひて、その  
 寫真をこゝへ受け、東京にもち還りて、三條内府に  
 示し、かば、後遂に 皇太后 皇后兩陛下の御  
 覽を辱なうしたり、かねてより、その名を申し上  
 ぐるものありて、松蔭瀧子の事、感へ思召され、羽  
 二重一匹下し賜り、又病にかゝり、いごきうゝめ  
 して、清葉子の折を下し、終ひ、厚く治療せよとの  
 御言をさへ、終はせられけり、その後、たびく  
 物を下し賜りしが、尚ほ有栖川宮殿下、旧藩主毛  
 利公夫人より、も、たたづねにあづかり、物を授け



らる、わきて松蔭神社建立の時、かくこきあたりの御思召にて、金を賜ひ寅治郎に位を贈らせ給ひ、が瀧子は、御恩典に遇ふごときに、深く天恩の大なるに感<sub>レ</sub>て、寅治郎は、天命いまだ来らぬに非業に死し、我夫までも、其禍にかかりて、ごもに此世を去り、今のいとありかたき御世に逢もせず、獨われのみ、かすくの御恩典に、あづかる事、うれしくも、又痛は、しき事なりとて、涙にむせびて、いひけるごが、明治廿三年八月廿九日、病にかかりてうせけるが、その折、皇后陛下の御

易曰積善之家慶必有餘

思召をもて、金百圓下し給ひて、御追吊のかいこき御志を、傳へさせ給ふ、瀧子松蔭の行も、感ずべきことながら、わがかいこきあたり、の恩を施し、恵を垂れ給ふこと、の厚きは、いと尊く、いとも惶こきことならずや、

二 二村清助の妻えい女

女子の親に事へ、夫に従ひ、世に交るには、婉かなるをよしとす、婉かなれば、一家睦み、世の人親しく、されど、事ある時に、身を守り、操を保つには、心

朱子曰温柔為德之本然進修却以剛健入焉



つよからでは、能ふまぐければ、女子は、外嬭かに  
 して、肉剛きを、よろこは、するなり、  
 飛驒國益田郡尾崎村に、二村清助といふものあり、  
 その妻えい女は、同郡湯島村、武川徳右衛門の  
 妹なるが、清助に嫁して、男子三人をまうけ、一家  
 睦くくらくくけり、えい女三十五支の時、夫清助  
 ふと病にかかりて、打ふぬは、めは、かり、その  
 の事と思ひ、日に、経て癒えざりければ、えい  
 女、晝夜側をさらず、医薬の手あてより、看病のこ  
 とまで、懇に心をつくくして、介抱怠りなかりか

飛驒國益田郡尾崎村  
 武川徳右衛門

湯島村  
 武川徳右衛門

ど、病は日くに重りゆきて、その年遂になき人の  
 かずに入りぬ、えい女の悲み、譬ふるにも、のなく、  
 たゞ打なげきてのみあり、かくてあるべき  
 にあらねば、涙ながらに、野辺の送りをしをへき、  
 清助は、農業の外、かねて酒造の業を営み、奴婢あ  
 まため、つかひ、事多き家なるに、その年、長男十  
 一歳、次男四歳、三男は生れて、また程もなき、稚兒  
 なれば、えい女女の身にて、三人の子を抱きて、こ  
 の忙は、き、農高の業を、夫世にあり、時の如く  
 に、つぎゆかんこと、能ふまぐ、幸ひ清助の弟も、獨



大工不  
女二  
男一



日本女  
卷之  
一  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十



日本女  
金  
卷之  
一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十



り身にてあれば、これを入れて、後の夫となすこと然るべし。と親類うちより、かたらひ合せ、さてそのよゝを、えい女にとききかせけるに、えい女答へけるは、小兒の養育は、母たるもの、常の務なれば、申までもなく、家業の事、かく取ひろめたるを、女の身にて、元の如くにたもちゆかんは、もごより易きことならねど、夫死して子幼き時、婦のその家を治むるは、なべてのならひなれば、これ愚かにて、行とぐかぬこと、多かるべけれど、今さら、後の夫にまみえん事は、女の道にもたが

王蠋曰  
忠臣不  
事二君  
烈女不  
更二夫

ひ、耻づべき事なれば、それのみは従ひ侍らぶとぞいひける、その後も、たびくす、めけるものあり、かど、遂にうけひかざりければ、皆えい女の節義に感ず、おのが言をはぢて、かゝる上は、心まかせに小兒を育て、家を治めよ、といひけるに、えい女いたく歡びて、それこそおのれが願に侍れ、といひけり、

清助まだ世にあり、頃、打つぎきて、不作なり、かば、負債のいて来り、を、このまゝ、打すておかば、家の衰ともなりぬべし、いかにすべき、と心い



ためてあり、程なるに、清助の病死に、ますく  
 負債をかさね、かば、えい女は、ある日一族とら  
 ちよりて、帳簿につきて、取らば、思ひの外  
 に、金六百圓にあまれる、借債なりき、これよりえ  
 い女は奮發して、朝は早くより起き、夜は人より  
 後に臥床に入り、農作の事より、酒造、養蠶その外  
 の事まで、自ら心をくばり、身をくだきて、晝夜怠  
 りなかり、かば、奴婢までも、外の家のにもまさ  
 りて働き、かば、十年をまたで、負債をごとく  
 く返すをへ、今は中々にたくはへさへ出来、か

草も本も  
 ひつにた  
 つるおの  
 うちにか  
 はらぬお  
 の色をみ  
 えける  
 読入る

ば、酒倉を建て、ま、田畑を買ひ入る、杯して、家  
 業ますく、繁えたり、  
 えい女、又小兒によみかき、算術の教を怠らず、よ  
 き師を撰びて、學ばしめ、一家の和睦、親類近隣の  
 交り、露ほどもかゝるゝなかり、かば、村里こ  
 ぞりて、えい女をほめぬはなかりきと、かや、さる  
 ほごに、長男藤兵衛も、一人まへに成長せ、かば、  
 家を譲りあたへけり、かよば、さ女の身を以て、十  
 餘年の久き間、内外の事身一つに引うけて、衰  
 へかゝり、家を興く、堅く操を守り、えい女は、



明文皇 后曰樂 其心順 其志有 所行不 敢專有 所命不 敢緩此 孝事勞 姑之要 也 宋若昭 曰居家 相待敬 重如賓 夫有言

語側身 詳聽夫 有惡事 勸諫諄 々 明文皇 后曰嫉 妬則刻 災害興 焉 薛文清 曰心誠 色溫氣 和辭婉 人能動

日本女鑑

卷之一

文學 不

實にありがたき節婦ならずや、  
 妻の心得  
 一、舅姑をわが親よりも大切に、愛しみ敬ひて事  
 二、夫に事ふるに、敬ひ慎みて、軽しめあなごるべ  
 三、くさらず、萬事わが身をせめて、其命に從ひ、其言  
 四、を守るべし、  
 五、くさらずと、ことうこめは、夫の兄弟なれば、なま  
 六、け深くすべし、和らぎ睦トくすれば、舅姑に愛

十、せられ、夫にも喜ばるべし、  
 四、嫉妬の心、ゆめくあるべからず、嫉妬甚しけ  
 れば、顔色はげしく、言葉おそろしく、くさらずと夫  
 五、にうとまれ、人にそくられ、家をやぶるに至る、  
 六、女の道にあらざるなり、  
 七、夫にあしき事あらば、色を和らげ、勢をよろこ  
 八、ばしめて諫むべし、もしきかざして怒らば、暫  
 九、くやめて、時を見て、又いさむべし、  
 十、六、言葉を一つし、み多くすべからず、  
 十一、七、女子は堅く身を諱み、早く起き、晚くいね、晝は

日本女鑑

卷之一

三

文學 士



譚子曰  
夫一人  
知儉則  
一家富

いねず、家事に心を用ひ、酒をのみず、亂れ  
たる音曲をきかず、たはふれあそびを、このむ  
べからず、  
八、家を治むるには、財を用ふるに儉約に、奢り  
をなすべからず、衣服、飲食、器物など、おのが  
限に從ひ、決してかざりを好むべからず、  
九、男女の隔を堅くし、夫の兄弟、親類、友達などに  
ても、若き男には、なれ近づき、打つけ物がたり  
すべからず、  
十、下女をつかふには、肉には、あはれみ深くして、

月令廣  
義曰奴  
僕無能  
從容教  
誨

外には、行儀を堅くし、あきことば、いひを  
へて、誤りを正し、怒り罵るべからず、又かひな  
きも、代々言葉など、決して取り用ふべからず、





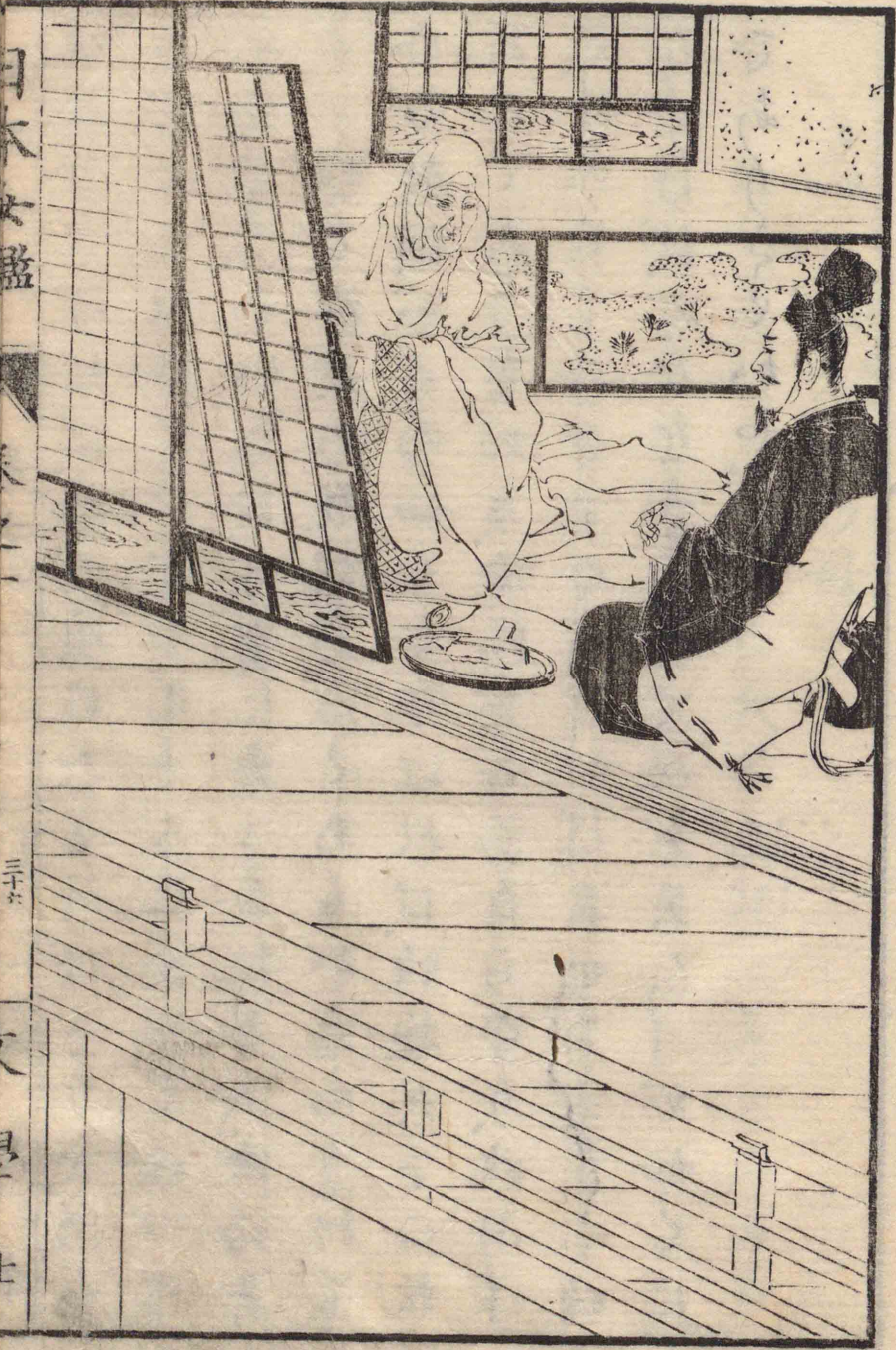


義養之  
以廉遜  
率之以  
勤儉本  
之以慈  
愛臨之  
以嚴格  
以立其  
身以成  
其德

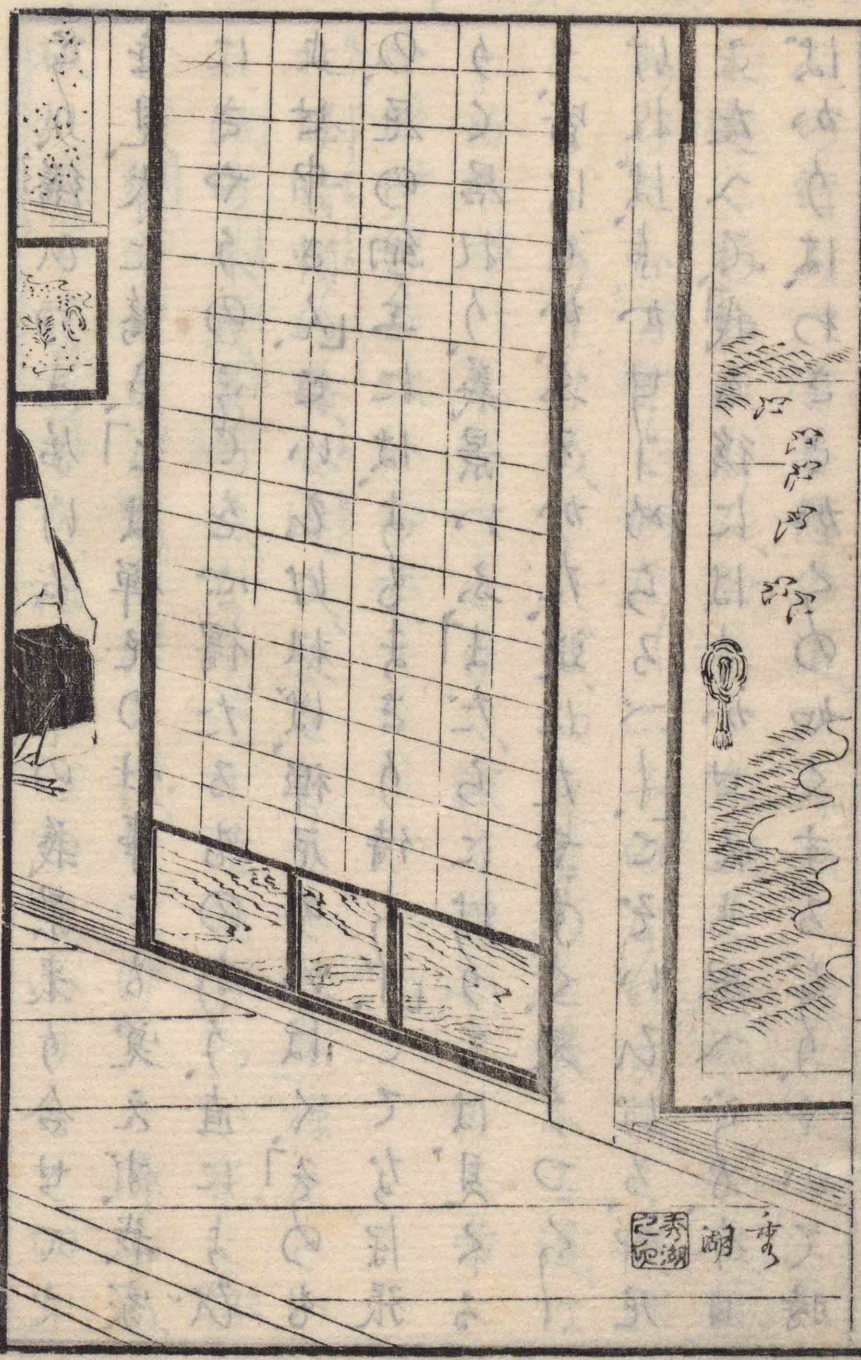
人の行ふべき善惡の道一たびふみたがへては、  
未遠くわかれなん、心に一たびそみぬるを、後  
あらたむるごとかたし、二子のなげきは、この理  
にこうありけめ、されば、幼きものを教ふる道は、  
じめにつしむべきごと、深く思ひとりて常に  
心にせざるべからず、  
北條時頼の母、安達氏、娘をそりて松下、禰尼とい  
ふ、城の介、義景の妹なり、一日時頼をわか家に招  
きて、饗するごとありけるに、すけたる障子の  
破れたる所あるを、禰尼手づから、小刀もて切り

り、繕ひつゝ居けるに、兄の義景来り合せて之  
を見、大に驚き、「こは禰尼の仕事とも覚えず、我家  
にさやうのこを心得たるものあり、直によび  
よせ申さん」といひければ、禰尼のいはく、「そのも  
の、尼の細工には、よもまさり侍らぶ」とて、なほ張  
りく居れり、義景いふ、「ただらにはりては、見くる  
し、皆はりかふるかた、遙にたやすく、又うつら  
ければ、かせしめらるべし」とぞいひける、禰尼  
こたへて、「我も後には、かせんと思へども、今日  
ばかりは、わざとかくの如くするなり、やかて時





皇極經世一  
 卷之十一  
 文皇  
 神



日本書紀

卷之十一

文皇

神

神

秀湖  
 湖



明文皇  
后曰教  
之有道  
矢而在  
己者亦  
不可不  
慎

頼来るべければ、物は破れたる所ば、うりを、繕ひて用ふるべきことぞ、と若き人に見せて、心づけん為なり」といひけり、實に奢りをたさへ、儉約をすゝむる、禪尼の教訓ぞ、いとありがたかりける、母の教訓がくの如くなりければ、時頼天下の執権にてありながら、儉約をもて自ら守り、政正く、民の苦しみをすくむかば、其世をきりし時などは、民みななきて、我父母を失ひしが如くにてありきや、かや、

二 原元辰の母

明かに治まれる徳世に、我等安穩に年をふる事は、皆わが大君の御恵みなれば、事なきときは、大君をあふぎまつり、ごころへにさかえまきんをとをいのり、事あるときは、徳國のため、我大君の清為に、命をちりよりも軽くさしげまつらんことば、國民の務なり、されど、女はさるごとくかなはぬ身なれば、子弟をさしへすゝめて、國民の務をかゝしめぬやう、心がくるごとく、女の務のいとも大なるも、純にこそあるなれ、

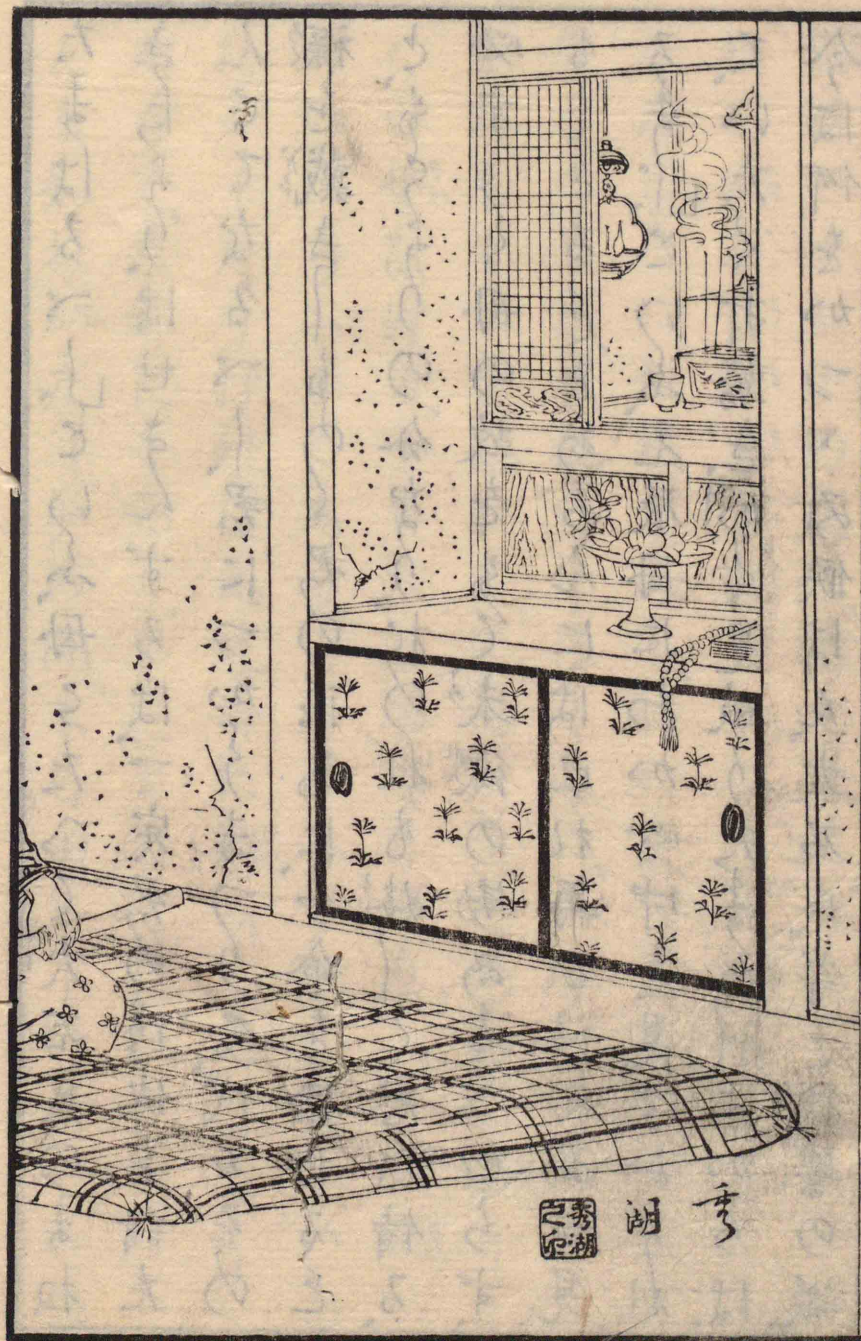
山はさけ  
海はあせ  
なんせま  
りごころ  
君にふた  
心われあ  
らめやも  
深実朝



赤穂四十七士の肉に、原え辰といふものあり、か  
ねて大石良雄等と、仇をうつべき評議をなす、と  
ころろぐに、おれすみて、時の来るをまつ、元辰は  
母ともどもに、赤穂の片ほごりに、かゝれすみけり、  
事のもろくを恐れて、父母にも、その議を漏さず  
ごぞ誓ひける、一日大石のももより人して密に  
打かたらふとあり、まるり合すべきよし、いひ  
おごりたりければ、元辰母に對ひて、「撥なきこと  
ありて、京都にまるり、事によりては、江戸へ下ら  
んも知れがたし、少の間、不自由をしのびて、御暇

たまはるべし、といふ、母らたへて、大石氏のまね  
きたりより、はせきんずるは、一定君の仇を討た  
ん事なるべし、君につかうまつりて、代々その  
祿を戴きしもの、君の仇為に、一命を捨つるを  
と、もろより分なり、おのれも嬉しく思ひ侍る、  
必ずろく母の故をもて、未練の働あるべからず、  
もいさるともあらんには、已れ再び汝の面を見  
るまじ、といふ、元辰母にわか心中を見すかされ  
て、いたく打驚き、かく見破りたまひ、上からは、  
今は何をかつ、み候はん、大石氏等と復讐の議





秀湖



ごとくより定めつれど、親子の間ももらさず、と固  
 く誓ひつれば、これまでよそにならば候、実はこの  
 たび仇をうつ為め、東に下らんとすれど、心にか  
 かるは、母君の仕身の上なり、も一事ならずは、い  
 ふまでもなす、事なりたりとも、生て此世になが  
 らひ候まど、わがなき後は、たれか母君につかへ  
 候べき、これのみなげかはし、候と落涙に及び  
 ければ、母大に愠りて、ごはいふかひなき人の言  
 葉かな、忠孝は兩ながら全くするごとかたし、君  
 の涕仇を報いんとするものか、母のゆゑに、事を

誤りてよかるべきか、速に行きて、事にあづかる  
 べし、ごはげましけり、元辰母を辞して、京に出で  
 ゆきしが、數日にて帰り来り、母の安否をこふ  
 母怪みて、そのゆゑをこへば、「大石氏病にかゝり  
 江戸に下ること、一ヶ月も延びたり、されば、大石  
 氏ともはかりて、帰り来り候」と答ふ、母「げ」然  
 然としてありしが、やがて酒をり出で、元辰に  
 すゝめ、たのれも數杯をつく、ささぐの事、う  
 ちかたらしめて、夜をふかし、やがておねて、ふしご  
 に入れり、つぎの日、夜あけられど、いつもとちが



君が為世の為何がをからむ控てかひある命ありせば宗良親王

ひて、母の起きたるやうすなげれば、元辰ふごをうかゞひ見るに、こはそもいかに、母は短刀にて、喉を貫きて、いきたえをたり、傍に一封の書あり、其文にいふ、汝、京都に出て立つ所、忠孝は両全しがたし、されば、その重き方に従ひ、仇ある事をしりて、母あるごとくを思ふなかれ、とくれぐれも、いひきかせたるに、おれを思ひて、再び帰り来る、かくかひなき志にては、御仇を討たんとすも、心もこなく、申くに先祖の御名をも、けがすことありんか、密に疑ひにせらるるなり、わかなき後は、上

野介は君の仇なり、又わが仇なり、これによりて、汝の志堅固とならば、わか死も後死とはならじ、と唯此事をのみいふと、かきつけたり、元辰大に驚きおそれ、悔ゆとも、又せんすべもあらず、これより、元辰心、鐵石の如くになり、仇を報ゆるときも、人にすぐれてがらをなして、誓をながく留めしは、皆この母の教訓にもとるするなるべし、されば、この母のれ自ら為さずとも、君の仇を報いしものといふべし、



明文皇  
后曰慈  
愛不至  
於姑息  
嚴恪不  
至於傷  
恩傷恩  
則離姑  
息則繼  
而教不  
行矣曰  
孟子有  
道也飽  
食暖衣  
逸居而  
無教則  
近於禽  
獸

母の心得

一、子を育つるに、愛をすどすべからず、衣服を厚く、食物にあかきむれば、病多し、甘き物多く食せしむれば、胃をそとなし、衣服を厚くすれば、筋骨ゆるみて、身弱し、子供を養ふの法、十分の肉、三分の飢と、寒さを、覚えしむべし、  
二、子を教ふる事は、早くすべし、人はよき事も、あしき事も、何事も知らざる幼き時より、ならひなれば、まづ入りし事、肉にあるごとくなり、後によき事、あしき事を見きくして、移りがた

孔子曰  
益者三  
友損者  
三友友  
直友諒  
友多聞  
益矣友  
便柔友  
善柔友  
便佞損  
矣

きものなれば、幼き時より、早くよき人に近づけ、教ふべきなり、

三、子供は、早くよき友に交らしめ、あしきにならば、しむべからず、是れ子を育つる良法なり、幼き時、あしき事を多く見ならし、聞ならしむるときは、はげめ入たる事、心に染みて、改めて善に移る事、かたかるべし、

四、子を教ふるには、厳しくすべし、親の教にそむかしむべからず、幼き時、子を愛し過ぐして、たごらしめば、年長するに従ひて、いよしくあり



女孝經  
曰為人  
母者明  
其禮也  
和之以  
恩愛示  
之以嚴  
毅

くならしゆき、後に身を失ひ、家を滅すに至るべし。故に子のあしき事は、ゆるさず教へいまむべし。

九、禮式は人間の法則なり、人禮なければ、禽獸に同し。故に幼き時より、禮を教へつゝ、まゝむべし。禮なければ、人の道すたれて、行はれざるべし。

御國のすがた

前太政大臣良經さきのだいとうだいじん

わが國は天てる神の末なれば

日のもろもろいふにぞありける、

權中納言 定家まこと

天地とかぎりなけれとちかひたきし

神のみとぞわがきみのため、

左中將 基綱もとすな

天地の神のかためみ國とて

たかきはてたる事をも見ず、

日本書紀 卷之十一 孝經 禮

監 卷之十一 四三 土



從一位

教長

神代よりみくさの寶つたはりて  
豊あゝ原のゝるゝとぞなる、

仁徳天皇御製

高きやにのぼりて見れば煙たつ  
民のかまごはにぎはひにけり、  
孝明天皇御製  
うば玉のよすがら冬の寒きにも  
つれてたもふは國民のこと、

今上天皇陛下御製

いごゝなほ民やすかれと祈るなる  
わが代をまもれ伊勢の大紳、

よみ人ゝらす

君が代は千代に八千代にきざれるの  
いはほとなりてうけのむすまで、

素性法師

あて思ひたきてかぞふる万代は  
神ぞゝるらむわかきみのため、



日本女鑑

卷之一

本居宣長

もの皆はかぎり行けどもあきつ祢

わがたほ君のみよはとくへ

無窮

日本女鑑卷一終

日本女鑑卷一終

日本女鑑

全二冊

定價金 錢

版權所有

明治二十五年二月十五日印刷  
同 二十五年二月十八日出版

編輯人

風當 朔朗

東京市四谷區舟町四十番地

發行兼  
印刷人

小林 義則

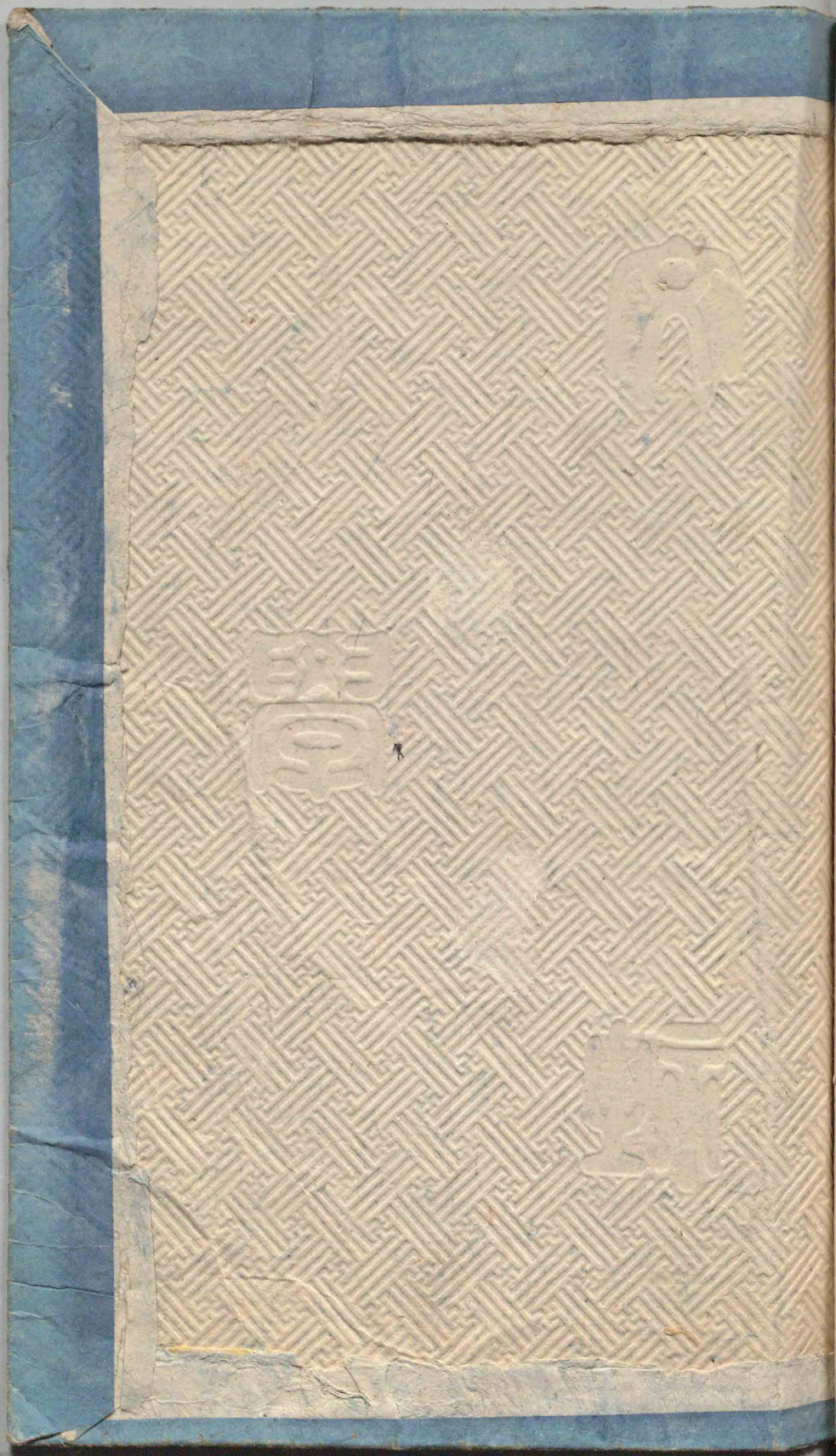
東京日本橋區本町四丁目十六番地

發 兌

文 學 社

東京日本橋區本町四丁目十六番地





翠學  
日本書紀  
卷之二十一  
大業五年  
二月十八日  
出  
風習  
附  
跋  
金二世  
武尊  
為



